

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和4年3月11日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市左京区岡崎南御所町45番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社大安 代表取締役 大角 安史

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築			
工 事 着 工 予 定 年 月 日	(建物) 令和4年4月1日 (太陽光) 令和4年11月1日			
工 事 完 了 予 定 年 月 日	(建物) 令和5年1月31日 (太陽光) 令和4年12月31日			
特定建築物 の 概 要	名 称	大安 亀岡新工房		
	所 在 地	京都府亀岡市篠町篠 上西山12-1、12-3、牙ヶ尾17、小園谷12、12-1、14、15-4、 松ヶ池1、1-6、1-31、2、2-6 (亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業地区 企業3街区1画地)		
	構 造	鉄骨造	階 数	地上2階 地下-階
	敷 地 面 積	10,906 平方メートル	高 さ	10.125 メートル
	建 築 面 積	3,443.78 平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	4,309.13 平方メートル (平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル	
		ホ テ ル 等	平方メートル	
		病 院 等	平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	平方メートル	
		事 務 所 等	841.38 平方メートル	
学 校 等		平方メートル		
飲 食 店 等		平方メートル		
集 会 所 等		平方メートル		
	工 場 等	3467.75 平方メートル		
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性能に関する評価結果	サステナビリティランキング B- BEE = 0.5			

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 1.71 立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 1.71 立方メートル (①+②+③+④)
	使用する用途	事務室受付カウンター天板・吊戸棚、更衣室上部棚
	府内産木材等の使用基準量	0.32 立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量	1.71 立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積	284.63 平方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概 要
■ 外壁、屋根又は床の断熱		屋根：グラスウール 10K t100
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽		ペアガラス
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入		LED照明、全熱交換器
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用		
<input type="checkbox"/> 節水型設備の設置		
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用		
<input type="checkbox"/> 耐用年数が長い材料及び設備の利用		
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		外部鉄部：亜鉛メッキ処理
<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の導入		
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用		
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置		
■ 緑化の実施		外構緑化
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
- (2) CASBEEで高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
- (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

再エネ設備の 導 入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	2,309,187 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	2,309,187 /メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	30,000 /メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備	概 要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容

(2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠